

○中村学園大学短期大学部学則

昭和33年4月1日

制定

第1章 総則

(目的)

第1条 中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に則るとともに学校法人中村学園建学の精神の趣旨に基づき、教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する。

(点検及び評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法第109条第1項に基づき、政令で定められた期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価(認証評価)を受け、その結果を公表する。

4 本学は、第2条第1項及び第3項の点検及び評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図るものとする。

5 点検及び評価の実施並びにその結果の公表及び検証に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の提供)

第3条 本学は、本学の教育研究活動等の状況について、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組織

(学科)

第4条 本学において設置する学科及びその入学定員、収容定員は次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	80名(2学級)	160名
キャリア開発学科	120名	240名
幼児保育学科	190名	380名

(教育研究上の目的)

第4条の2 前条の学科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

食物栄養学科は、健康の保持、国民の体位向上のもととなる食物及び栄養に関する専門的な教育研究を行い、食物及び栄養に関する知識・技能を持ち、豊かな教養と人間性を備えた社会人・職業人を育成することを目的とする。

キャリア開発学科は、自己の価値を形成し、社会で生かすためのキャリア形成に絶えず努め、職場・家庭・地域社会において貢献し得る、人間性豊かな人材を育成することを目的とする。

幼児保育学科は、人間形成の基盤となる乳幼児期の保育・教育に関する専門的知識・技能を教授研究し、生活文化の向上と社会の福祉に貢献し得る、情操豊かで高い教養を備えた実践的人物を育成することを目的とする。

(3つのポリシー)

第4条の3 前条に規定する目的を達成するために、次の各号に掲げる学部・学科の方針は、別表1とする。

- (1) 卒業の認定に関する方針
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
- (3) 入学者の受入れに関する方針

第3章 修業年限及び在学年限、学年、学期、休業日、授業期間

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は、2年とする。

2 在学年限は、4年とする。ただし、転入学又は再入学により入学した者は、第35条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 中村学園の創立記念日 5月17日
 - (3) 第2土曜日及び第4土曜日
 - (4) 春季休業日 4月1日から4月4日まで
 - (5) 夏季休業日 8月1日から9月20日まで
 - (6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、教育上必要がある場合は、教授会の議を経て、学長が休業日を変更することができる。
- 3 休業中でも必要に応じて見学又は実験、実習等を課することがある。

(授業期間)

第9条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

- 2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、15週その他本学が定める適切な期間を単位として行う。
- 3 卒業研究、演習、実験、実習、実技等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、授業期間を定めることができる。

第4章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第10条 本学は、第4条の3第1項第1号及び第2号に定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 本学の教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

(単位の基準)

第11条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業の方法に応じ、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業の方法に応じ、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前三号に規定する基準により、その組み合わせに応じ1単位の授業を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定めることができる。

(開設授業科目及びその単位数)

第12条 本学において開設する授業科目及び単位数は、別表第2とする。

(履修の方法)

第13条 学生は、各学科の定める教育課程により、履修しなければならない。

2 前項の規定による履修科目として登録できる単位数の上限等については、各学科の定めるところによる。

3 学生は、所定の教育課程以外の授業科目を履修することができる。

(授業の方法)

第14条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業について、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第15条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5章 単位の授与

(単位の授与)

第16条 学生が授業科目を履修した場合には、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価し、合格した者に対して所定の単位を与える。

(成績の評価)

第17条 成績評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とし、不可を不合格とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第18条 教育上有益と認めるときは、第38条第1項による他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生が当該他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議に基づき、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、第38条第1項による外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第19条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により履修した単位を含む。)を、教授会の議に基づき、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第18条第1項及び前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第18条第2項により本学において修得したものとみなす単位数とあわせるときは、45単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第21条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、各学科の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。この場合において、在学年限は、4年を超えないものとする。

第6章 卒業、学位の授与及び教員免許状、資格等の取得

(卒業の認定)

第22条 本学に2年以上在学し、別表第3に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第14条第2項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

(学位の授与)

第23条 卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(教員免許状)

第24条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法並びに同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

学科	教育職員免許状の種類
幼児保育学科	幼稚園教諭二種免許状

(資格等の取得)

第25条 保育士の資格を得ようとする者は、幼児保育学科に在籍し、児童福祉法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

第26条 栄養士の免許を受けようとする者は、食物栄養学科に在籍し、栄養士法施行令等に定める所定の単位を修得しなければならない。

第7章 入学、再入学及び転入学

(入学の時期)

第27条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、本学において必要と認め、教育上支障のないときは、第6条に定める学年の途中において、第7条に定める学期の区分に従い入学させることがある。

(入学の資格)

第28条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の志願)

第29条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に所定の入学検定料(別表第5)を添えて提出しなければならない。

(入学者選抜)

第30条 入学者の選抜は、第4条の3第1項第3号に定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う。

2 入学者選抜に関し、必要な事項は別に定める。

(合格者の決定)

第30条の2 前条の入学者選抜の結果に基づき、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学の手続き)

第31条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金及び納付金を納付しなければならない。

- 2 納付した入学金及び所定の納付金は、返還しない。ただし、入学手続時における入学金以外の納付金については、別に定める規程により返還することがある。

(入学許可)

第32条 学長は、前条の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

(再入学)

第33条 本学を退学した者が再入学を希望するときは、教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

- 2 再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が認定する。

(転入学)

第34条 本学に転入学を希望する者があるときは、教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

- 2 転入学を希望する者は、現に在学する大学の学長の承諾書を提出しなければならない。
- 3 転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が認定する。

(再入学等の場合の規定の準用等)

第35条 再入学、転入学の場合には、第27条及び第29条から第32条までの規定を準用する。

- 2 再入学、転入学を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学長が認定する。
- 3 再入学、転入学に関し必要な事項はこの学則に定めるもののほか、別に定める。

第8章 退学、転学、転学科、派遣、留学、休学、復学及び除籍

(退学)

第36条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、学長に退学願いを提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の退学願が提出されたときは、退学を許可することができる。

(転学)

第37条 他の大学への入学又は転学を志願する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の転学願が提出されたときは、転学を許可することができる。

(転学科)

第37条の2 本学の他学科への転学科を希望する者があるときは、学長が転学科を許可することがある。

2 転学科に関し必要な事項は、別に定める。

(派遣及び留学)

第38条 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む。)との協議に基づき、当該他の短期大学又は大学の授業科目を履修させるため学生を派遣し、又は留学させることがある。

2 派遣及び留学の期間は、在学期間に算入する。

3 派遣及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第39条 疾病その他やむを得ない事由により引続き3ヶ月以上授業に出席することのできない者は、学長に休学願を提出しなければならない。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、前項の休学願が提出されたときは、休学を許可することができる。

(休学の期間)

第40条 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、休学期間の延長を願い出ることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第41条 休学期間が満了するとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の復学願が提出されたときは、復学を許可することができる。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 学生が授業料その他の納付金を納付しないとき

(2) 第5条第2項に定める期間在学して卒業できない者

(3) 病気その他で修業の見込がない者

第9章 授業料、その他の納付金

(授業料その他の納付金)

第43条 学生は本学所定(別表第4)の授業料、その他の納付金を納入しなければならない。

(授業料その他の納付金の納入時期)

第44条 授業料その他の納付金は、一括納入を原則とするが、当分の間次の2期に分け分納することができる。

第1期 4月1日から4月25日まで

第2期 9月1日から9月25日まで

2 入学の場合は合格発表のあった日から定められた期日まで納入しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第45条 休学した者については、休学がその全期間にわたるときは、その期の分の授業料及び実験実習費は免除する。

(授業料その他の納付金の不還付)

第46条 既納の授業料、その他の納付金は事由の如何を問わず還付しない。

(授業料等減免)

第47条 特別の事情ある学生に対しては、その事情により授業料等を減免することがある。
授業料等減免に関しては、教授会の議を経て決定する。

第10章 職員組織

(職員)

第48条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第49条 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めあるもののほか、別に定めるところによる。

第11章 教授会

(教授会)

第50条 本学に教授会をおく。

(教授会の構成)

第51条 教授会は短期大学部長及び短期大学部に所属する教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、短期大学部長が必要と認めたときは教授会に短期大学部に所属する准教授、その他の職員を加えることがある。

(教授会の招集)

第52条 短期大学部長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、短期大学部長に支障のあるときは、あらかじめ短期大学部長が指名した教授が議長となる。

- 2 短期大学部長は教授会の構成員の3分の2以上から議題を示して要求があった場合には、要求のあった日から7日以内に教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催)

第53条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することはできない。

(審議事項)

第54条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べものとする。ただし、学校法人中村学園理事会の権限事項については、この限りでない。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

(運営細則の委任)

第55条 その他教授会の運営に関し必要とする事項については、別に定める。

第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び委託生

(研究生)

第56条 本学教員の指導を受けて、特定の専門的課題を研究することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が、原則として学期の始めに、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第57条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が学期の始めに科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第16条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第58条 他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む。)の学生で特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の短期大学又は大学との協議に基づき、学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第59条 公共団体その他の機関から学修を委託されたものがあるときは、委託生として在学を許可することがある。

2 委託生に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 外国人留学生

(外国人留学生)

第60条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 履修証明制度

(履修証明制度)

第61条 本学は、文部科学大臣の定めるところにより、本学学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付する。

2 履修証明に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第62条 本学に、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 賞罰

(表彰)

第63条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長が表彰することがある。

(罰則)

第64条 本学の学則に違反し、また本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒は退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対してのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の事由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒の手續きに関し必要な事項は、別に定める。

第17章 メディアセンター

(メディアセンター)

第65条 本学にメディアセンターをおく。

2 メディアセンターに関し必要な事項は、別に定める。

第18章 付属施設

(付属施設)

第66条 本学に付属施設をおく。

2 付属施設に関し必要な事項は、別に定める。

第19章 寄宿舍

(寄宿舍)

第67条 本学に寄宿舍をおく。

2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第20章 定型約款

(定型約款)

第68条 本学則その他諸規則(以下、本約款という。)を、民法第3編第2章第1節第5款で定める定型約款とみなす。

2 本約款は、民法第548条の4の規定により、変更することがある。

3 前項の規定により本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を本学のホームページに記載し、インターネットによる公開の方法により周知する。

附 則

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 3 月 31 日に在学する者(以下、在学者という。)については、従前の学則を適用する。
- 3 令和 7 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、別表第 4 を除き、従前の学則を適用する。ただし、別表第 4 については、この学則を適用する。

別表第1（第4条の3関係）

3つのポリシー

(1) 短期大学部

卒業の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)	短期大学部（以下、「本学部」という）では、2年以上在学し本学の課程を修め、次のような資質・能力を身に付けた者に短期大学士の学位を授与する。 態度・志向性 (1) 本学の「建学の精神」及び各学科の教育目標を修得している。 (2) 短期大学士としてふさわしい礼節、良識を身に付けている。 (3) 各学科の専門性に応じて求められる資質を有し、社会に貢献することができる。 知識・技能 (1) 教養教育を通して、豊かな感性や表現する力を身に付けている。 (2) 専門教育を通して、広い視野から考察し、課題を解決する知識と技能を修得している。 実践力・応用力 (1) 学修した知識・技能、専門性を活用して自ら課題を発見し、解決に向けて行動することができる。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)	本学の建学の精神と教育理念に沿ったディプロマ・ポリシーを具現化するために、各学科がそれぞれの教育目的に基づく学修成果の達成に必要な教育課程を体系的・系統的に編成し実施する。授業は、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた科目編成により展開する。 態度・志向性 (1) 本学の「建学の精神」及び各学科の「教育目標」を修得し、学生としての学修・生活態度を修得するための初年次教育科目を配置する。 (2) 各学科の専門性に応じて求められる資質を修得するためのキャリア教育科目を配置する。 知識・技能 (1) 基盤教育・教養教育科目 各学科の専門分野の基礎となる技能、社会人として必要

	とされる基礎的な思考力や実践能力を育成するための科目編成に加え、専門の枠を超える広い視野と基礎的な教養を涵養するために短期大学部共通教養科目（合同科目）を配置する。 (2) 専門的な教育科目 専門的な知識・技能と思考力を育成するために、各学科のディプロマ・ポリシーに基づいて、体系的に編成する。 実践力・応用力 (1) 専門性を活かして活躍する多様な現場で、状況に応じて適切な対応ができる実践力と応用力を修得することができるキャリア教育科目を配置する。 学修成果は、シラバスに提示された学修成果評価基準に従って、各科目で設定する到達目標への到達度で評価する。
入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー)	本学の建学の精神に基づき「清節・感恩・労作」を旨とし、様々な活動を通して豊かな教養と人間性を備え、地域社会の発展に寄与する社会人・職業人を目指す人の入学を求める。 そのために、以下のような人を多様な選抜方法で適切に選抜する。 (1) 高等学校での教育課程を修得し、本学入学後の学修に必要な基礎学力を有している人 (2) 入学を希望する学科の専門知識と技能を修得する意欲が強い人 (3) 基本的なエチケット・マナーやコミュニケーション能力を有し、その向上を目指す人 (4) 課題を発見する能力を身に付け、知識や技能を活用して課題解決に努めようとする意欲のある人 【入学前の学習について】 (1) 特定の科目に偏ることなく、高等学校で学習した全ての教科目の基本的内容を理解しておくことが望ましい。 (2) 本学が行なう入学前教育に積極的に取り組み、本学で何を学ぶのかについて考え、指定された課題を学習し、入学後の学修に備える。

(2) 食物栄養学科

卒業の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)	食物栄養学科（以下、「本学科」という）では、2年以上在学し本学の課程を修め、かつ次のような資質・能力を備えた者に短期大学士(食物栄養学)の学位を授与する。 態度・志向性 (1) 社会人としての倫理と教養・基本的な語学力などを修得している。(教養科目) (2) 本学の「建学の精神」および本学科の「教育目標」を修得し、栄養の専門職として使命感と責任感をもって職務を遂行できる。 (3) 自ら適切な食生活を実践できる自己管理能力と協調性をもって連携・協働することで社会に貢献したい強い意思を持っている。 知識・技能 (1) 対象者に応じた食事の管理を中心とした栄養管理を適切に実践できる。 (2) 栄養学の専門的知識及び技術を活用し、課題に対して必要な情報を収集・選択し、科学的視点を持って論理的に判断し、健全な発育・発達、健康の維持・増進、疾病の発症予防に貢献できる。 (3) 科学的視点と専門的知識及び技術をもって、個人や集団の健康状態や特性をふまえた、良質で安全な食事の管理を中心とした栄養管理を行う。 実践力・応用力 (1) 栄養学研究の基礎から応用までの必要性を理解し、研究成果を実践に応用・活用できる。 (2) 人々の生活背景や価値観を尊重し、豊かな人間性を持って、より良い食生活の意思決定を支援できる。 (3) 食事の管理を中心とした食のスペシャリストとしての誇りを持ち、人々の健康増進に寄与するために生涯を通して自律的に学び続ける。
-------------------------------------	---

教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)	本学科では、厚生労働省が「栄養士養成施設の指定基準」として定めている教育内容と単位数を充足したうえで、本学の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる知識・技能などの修得目標を達成するために、教養科目、専門科目及びその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。 態度・志向性 (1) 本学の「建学の精神」および本学科の「教育目標」を修得するとともに、学生としての学修・生活態度を修得するために、初年次教育科目を配置する。 (2) 栄養士として社会に貢献する使命感や倫理観、ならびに自らの食生活についても主体的に適切な食生活に行動変容できる自己管理能力を有する栄養士を養成するために、キャリア支援科目を配置する。 知識・技能 (1) 栄養士としての基礎的知識と技術および社会人を修得させるため、これらに対応する栄養士専門基礎科目および基礎的な教養を涵養するための短期大学部共通教養科目(合同科目)を配置する。 (2) 多様なライフステージに対応できる栄養指導、献立作成、調理法、集団給食の知識と技術、コミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力などを修得させるためのアクティブ・ラーニングを活用した発展的専門教科を配置する。 実践力・応用力 (1) 栄養士が活躍する多様な現場で、その状況に応じた適切な対応ができる応用力と実践力を修得させるキャリア教育教科を配置する。 (2) 「食や健康」のスペシャリストとして幅広い知識、技術を身につけるために、フードスペシャリストの資格を取得するための教科を配置する。 学修成果の評価は、シラバスに記載した各科目の到達目標に基づき、その到達度に応じた成績評価基準を設けて適正に行う。
--	---

入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー)	本学科では、社会で活躍できる栄養士を育成するため、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求める。 (1) 高等学校卒業レベルの教養的知識と技能、語学力ならびに科学的知識を有している人 (2) 種々の課題に対する思考力・判断力・表現力等の基本的能力、および主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身につけている人 (3) 自然科学系教科および人の健康・栄養に関心があり、さらに深く学ぶ気持ちがある人 (4) 栄養士になるための「食」に関する専門知識と技術を修得する強い意欲がある人 (5) 自主的に行動できるよう心がける姿勢や、基本的なコミュニケーション能力を身につけている人 【入学前の学習について】 (1) 栄養士の社会的役割や業務内容と職域などの概要を調べると同時に、栄養士になるために学修しなければならない知識・技能範囲の大略を理解しておくことが望まれる。 (2) 社会における「食」に関する様々な問題に対して興味と関心を持って自分自身で調べておくことが望まれる。 (3) 入学後に必要な基礎的知識を身につけるために、本学科が行う入学前教育に積極的に取り組むことが望まれる。
---	--

(2) キャリア開発学科

卒業の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)	キャリア開発学科（以下、「本学科」という）では、2年以上在学し本学の課程を修め、かつ次のような資質・能力を備えた者に短期大学士（家政経済学）の学位を授与する。 態度・志向性 (1) 意義ある自己のライフスタイルを考えるとともに、社会生活を広い視野から捉え、自己啓発・自己形成に主体的および能動的に取り組む態度を身につけている。 (2) 自己の置かれた立場と役割を把握し、TPOに応じた立ち居振る舞いができる。 (3) 多様な価値観の存在、複雑な現代社会を理解し、家庭・職場・地域社会において、人間関係を円滑に営むための柔軟性と調和のとれた態度を身につけている。 知識・技能 (1) 経済、経営及びビジネスの基本を理解し、情報処理、ICT、会計、語学を含むビジネス実務全般に関する知識・技能を修得している。 (2) 社会・人文・自然科学など幅広い教養とマナー、コミュニケーション能力を修得している。 (3) 衣・食・住、健康、家庭経営の基本に関する知識・技能を修得している。 実践力・応用力 (1) 身につけた態度・志向性と学修した知識・技能を活かして、職場・地域社会・家庭において、自ら課題を発見し、能動的に取り組むことができる。 (2) 身につけた態度・志向性と学修した知識・技能を活かして、柔軟に自らのライフプランを考え、実現に向けて行動することができる。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)	本学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる知識・技能などの目標を達成するために、共通教育科目、専門教育科目及びその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。 なお、多様な学びのスタイルや段階性を考え、カリキュラムはクォーター制により編成する。第2クォーターを

	「キャリアチャレンジターム」と称し、学外での体験を主とした学修期間とする。 態度・志向性 (1) 自己の適性や将来の職業について考え、自らキャリアを形成できるように、キャリア開発に関する科目を「基盤分野」に配置する。 (2) 広い視野から思考力・行動力を身につけ、人間関係を円滑に営むための科目を「教養分野」「フィールドワーク分野」に配置する。 知識・技能 (1) 経済、経営及びビジネスの基本を理解し、情報処理、ICT、会計、語学を含むビジネス実務全般に関する知識・技能を修得するための科目を「家政経済分野」「語学分野」「ビジネス実務分野」に配置する。 (2) 豊かな人間性・社会性を育成するための科目を「教養分野」に配置する。 (3) 衣・食・住、健康、家庭経営の基本に関する知識・技能を修得するための科目を「家政経済分野」に配置する。 実践力・応用力 (1) 「基盤分野」から「語学分野」までの5つの分野で修得した知識・技能を活かして、実体験を通して課題を発見し課題に積極的に対応できる力を身につけるための科目を「フィールドワーク分野」に配置する。 学修成果の評価は、シラバスに記載した各科目の到達目標に基づき、その到達度に応じた成績評価基準を設けて適正に行う。
入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー)	本学科では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに定める教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求める。 (1) 高等学校卒業レベルの基礎的な学力及び思考力、行動力を有している人 (2) エチケット・マナー、コミュニケーション能力の重要性を認識し、その向上に励む人 (3) 自律した職業人・社会人、職場のリーダーを目指し

	て、自己のキャリア形成に意欲的な人 (4) 将来、身につけた知識・技能を職場や家庭で活かし、社会にも還元できる人 【入学前の学習について】 (1) 特定の科目に偏ることなく、高等学校で学習した全ての科目を復習する。 (2) AI・ITや新聞・書籍等を利用し、日本はもとより世界の動向やビジネスに興味・関心をもち、さらに、自己のキャリア形成に関連づけて考える。 (3) 本学科が行う入学前教育に積極的に取り組み、本学科で何を学ぶのか、卒業後のキャリアについて考える。また、指定された課題を学習し、入学後の学修に備える。
--	--

(3) 幼児保育学科

卒業の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)	幼児保育学科（以下、「本学科」という）では、2年以上在学し本学の課程を修め、かつ次のような資質・能力を備えた者に短期大学士(保育学)の学位を授与する。 態度・志向性 (1) 本学の建学の精神に基づき、短期大学士(保育学)としてふさわしい礼節、教養、良識が身についている。 (2) 教育的愛情、協調性、責任感をもって社会に貢献できる。 知識・技能 保育の社会的意義を理解し、保育者として求められる基本的知識・技能・職業倫理観を有している。 (1) 保育者として求められる基本的知識について理解し、実践することができる。 (2) 保育者として求められる基本的技能について理解し、実践することができる。 (3) 保育の社会的意義と職業倫理について理解し、実践することができる。 実践力・応用力 保育の問題を主体的に考え、広い視野を持って子どもの心身を理解し、その潜在的能力に気づくことができるとともに、家庭や地域への対応能力を備え、積極的に子育ての情報発信および支援を行うことができる。 (1) 保育の問題を主体的に考え、継続的に成長し続けようとする姿勢を有している。 (2) 広い視野を持って子供の心身を理解し、適切に支援・援助することができる。 (3) 家庭や地域のニーズに対応し、積極的に子育ての情報発信および支援を行うことができる。
-------------------------------------	---

教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)	本学科では、本学の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)に掲げる知識・技能などの目標を達成し、幼稚園教諭免許及び保育士資格を取得するための、共通教育科目、専門教育科目及びその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。 態度・志向性 短期大学士(保育学)としての基礎を培う「基盤分野」、豊かな教養を身につける「教養分野」に関する科目を開講する。 知識・技能 保育者として求められる基本的知識、技能および態度を養う「保育基礎分野」に関する科目を開講する。 実践力・応用力 「保育基礎分野」での学びをさらに応用的・実践的に高める「保育応用・実践分野」「実習分野」に関する科目を開講する。 学修成果の評価は、シラバスに記載した各科目の到達目標に基づき、その到達度に応じた成績評価基準を設けて適正に行う。
入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー)	本学科では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに定める教育を受け、教育・保育の場で活躍できる実践力ある保育者を養成するため、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求める。 (1) 高等学校卒業レベルの基礎的な学力および思考力、行動力を有している人 (2) 人とのふれあいに関心を持つ人 (3) 子供の視点を大切にする人 (4) 子供の潜在的能力を育みたい人 (5) 能動的で意欲のある人 【入学前の学習について】 (1) 幼稚園教諭・保育士には多様な分野の知識や技能が必要である。したがって、高等学校時代の学習においても、特定の教科目に偏らず、幅広く各教科目の基本的事項を習熟することが望ましい。 (2) 本学科が行う入学前教育に積極的に取り組み、本学

	科で何を学ぶのかについて考え、指定された課題を学習し、入学後の学修に備える。
--	--

別表第2（第12条関係）

授業科目及び単位数

(1) 食物栄養学科

授 業 科 目			単位数		
			必修	選択	自由
基 礎 分 野	教 養 基 礎 科 目	大学基礎演習	1		
		入門情報処理・実習		1	
		健康とスポーツ		1	
		セミナー		2	
		哲 学		2	
		文学		2	
		歴史学		2	
		ボランティア論		2	
		社会学		2	
		心理学		2	
		法学		2	
		生物学		2	
		数理科学		2	
		情報科学		2	
		データサイエンス入門		2	
		芸術の世界		2	
		色彩の科学		2	
		世界の教育		2	
		国際文化論		2	
		コミュニケーション論		2	
		世界の食と文化		2	
		博多の食と文化		1	
		中村学		1	
		教養講座(小論文)		1	
		教養講座(英語)		1	
	英 語 科 目	英語(基礎)	1		
		英語コミュニケーション入門		1	
		英語コミュニケーション		1	
		英語(TOEIC)		1	
		英語・海外研修		2	
		実用栄養英語		1	
専 門 分 野	社 会 生 活 と 健 康	環境衛生学		2	
		保健福祉概論		2	
	人 体 の 構 造 と 機 能	生理学		2	
		解剖学		2	
		基礎生化学		2	
		運動生理学		1	
		病理学		1	
		解剖生理学実験		1	
	食 品 と 衛 生	食品学	2		
		食品材料学	2		
		食品衛生学	2		
		食品学基礎実験		1	
		食品学実験		1	
		食品加工学実習		1	
		食品衛生学実験		1	

授 業 科 目			単位数		
			必修	選択	自由
専 門 分 野	栄養と健康	基礎栄養学	2		
		応用栄養学		2	
		栄養生化学		2	
		臨床栄養学概論		2	
		栄養学実習Ⅰ	1		
		栄養学実習Ⅱ		1	
		栄養・生化学実験		1	
		臨床栄養学実習		1	
		食事摂取基準・献立論	2		
	栄養の指導	栄養指導論Ⅰ	2		
		栄養指導論Ⅱ	2		
		公衆栄養学概論		2	
		栄養指導論基礎実習	1		
		栄養指導論実習		1	
		栄養士基礎講座	1		
		栄養士総合講座		1	
		栄養士特論		1	
	給食の運営	給食計画・実務論	2		
		食料経済		2	
		調理学	2		
		入門調理学実習	1		
		基礎調理学実習		1	
		応用調理学実習Ⅰ		1	
		応用調理学実習Ⅱ		1	
		調理・実践栄養実習		1	
		給食管理実習(校内)		1	
		給食管理実習(校外)		1	
		実用情報処理・実習		1	
	複合分野	フードスペシャリスト論			2
		フードコーディネイト論			2
		食物栄養学演習			1
		食物総合演習			1
開 講 単 位 数 計			24	88	6
			118		

(2) キャリア開発学科

系列	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
基盤分野	クラスセミナー	2	
	キャリアチャレンジ	2	
	コミュニケーション論	2	
	SPI演習	2	
	キャリア探究Ⅰ	2	
	キャリア探究Ⅱ	2	
	キャリア探究Ⅲ	2	
	キャリア探究Ⅳ	2	
教養分野	哲学		2
	心理学		2
	芸術の世界		2
	法学		2
	生物学		2
	情報科学		2
	データサイエンス入門		2
	数理科学		2
	色彩の科学		2
	文学		2
	歴史学		2
	ボランティア論		2
	社会学		2
	国際文化論		2
	世界の教育		2
	中村学		1
	教養講座(小論文)		1
	教養講座(英語)		1
	博多の食と文化		1
	世界の食と文化		2
	健康・スポーツ科学演習		1
	生涯スポーツ実習		1
家政経済分野	数学基礎		2
	簿記論Ⅰ	2	
	簿記論Ⅱ	2	
	経済学		2
	経営学		2
	マーケティング		2
	財務諸表論Ⅰ		2
	財務諸表論Ⅱ		2
	日本経済論		2
	地域経済論		2
	国際関係論		2
	マーケティング・リサーチ		2
	カラーコーディネート		2
	生活経済論		2

系列	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
家政経済分野	健康と栄養		2
	商品開発論		2
	事業戦略論		2
	ファイナンシャル・プランニング		2
	インテリアコーディネート		2
	育児と看護		2
	食育と調理		2
	家政経済総合演習A		2
	家政経済総合演習B		2
ビジネス実務分野	オフィスマネジメントⅠ	2	
	オフィスマネジメントⅡ	2	
	ホスピタリティマネジメント	2	
	情報処理A	2	
	情報処理B	2	
	文書作成演習		2
	データ活用演習		2
	メディア制作演習		2
	情報セキュリティ論		2
	ビジネス実務総合演習A		2
	ビジネス実務総合演習B		2
語学分野	日本語表現法Ⅰ	2	
	日本語表現法Ⅱ		2
	英語基礎		2
	英語応用		2
	TOEICⅠ		2
	TOEICⅡ		2
	英語コミュニケーション基礎		2
	英語コミュニケーション応用		2
	韓国語基礎		2
	中国語基礎		2
	国際文化総合演習A		2
	国際文化総合演習B		2
卒業研究分野	卒業研究		2
フィールドワーク分野	プロジェクトゼミナールⅠ		2
	プロジェクトゼミナールⅡ		2
	おもてなし研修		2
	プロジェクト実践Ⅰ		2
	プロジェクト実践Ⅱ		2
	海外研修Ⅰ		1
	海外研修Ⅱ		1
	海外研修Ⅲ		1
	海外研修Ⅳ		1
開講単位数計		32	130
		162	

(3) 幼児保育学科

系列	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
基盤分野	情報処理A	1	
	情報処理B		1
	英語コミュニケーションA	1	
	人権教育	2	
	日本国憲法		2
	健康・スポーツ科学A	1	
	健康・スポーツ科学B		1
	幼児保育基礎セミナー	1	
	幼児保育演習	2	
教養分野	哲学		2
	文学		2
	歴史学		2
	ポラテア論		2
	社会学		2
	心理学		2
	法学		2
	生物学		2
	数理科学		2
	情報科学		2
	データサイエンス入門		2
	芸術の世界		2
	色彩の科学		2
	世界の教育		2
	国際文化論		2
	コミュニケーション論		2
	世界の食と文化		2
	博多の食と文化		1
	中村学		1
	教養講座(小論文)		1
	教養講座(英語)		1
	英語コミュニケーションB		1
	英会話		1
	海外研修		2
保育基礎分野	教職入門	2	
	教育課程総論		2
	保育原理A		2
	教育原理	2	
	保育内容総論		1
	教育方法学	2	
	発達心理学A	2	
	子ども家庭福祉	2	
	基礎器楽1	1	
	基礎声楽1	1	
保育応用・実践分野	造形基礎	1	
	社会福祉		2
	社会的養護A		2
	社会的養護B		1
	子ども家庭支援論		2

系列	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択
保育応用・実践分野	教育制度論		2
	保育原理B		1
	教育心理学		2
	幼児理解		1
	発達心理学B		1
	臨床心理学		1
	子ども家庭支援の心理学		2
	子どもの保健		2
	子どもの食と栄養A		1
	子どもの食と栄養B		1
	保育内容健康		1
	保育内容人間関係		1
	保育内容環境		1
	保育内容言葉		1
	保育内容表現(音楽)		1
	保育内容表現(造形)		1
	乳児保育A		2
	乳児保育B		1
	子どもの健康と安全		1
	特別支援教育基礎		1
	障害児保育		1
	教育相談支援		1
	児童文化		1
	基礎器楽2		1
	基礎声楽2		1
	器楽1		1
	幼児音楽演劇		1
	器楽2		1
	造形		1
	体育		1
	保育・教職実践演習(幼稚園)		2
	幼児と健康		1
	幼児と人間関係		2
	幼児と環境		2
	幼児と言葉		2
	幼児と表現(音楽)		1
	幼児と表現(造形)		1
実習分野	保育所実習A		2
	保育所実習指導A		1
	保育所実習B		2
	保育所実習指導B		1
	施設実習		2
	施設実習指導		1
	幼稚園教育実習		4
	幼稚園教育実習指導		1
開講単位数計		21	118
		139	

別表第3（第22条関係）

卒業に必要な授業科目及び単位数

(1) 食物栄養学科

区 分	授業科目及び単位数								計
	基礎分野		専門分野						
	教養基礎 科目	英語科目	社会生活 と健康	人体の構 造と機能	食品と 衛生	栄養と 健康	栄養の 指導	給食の 運営	
必修科目	1単位	1単位	0単位	0単位	6単位	5単位	6単位	5単位	24単位
選択科目	4単位以上	1単位以上	30単位以上						38単位 以上
	3単位以上								
計	—								62単位 以上

(2) キャリア開発学科

区 分	授業科目及び単位数							
	基盤 分野	教養 分野	家政経済 分野	ビジネス 実務分野	語学 分野	卒業研究 分野	フィールド ワーク分野	計
必修科目	16 単位	0 単位	4 単位	10 単位	2 単位	0 単位	0 単位	32 単位
選択科目	—	4 単位 以上	6 単位 以上*1	—	4 単位 以上*2	—	—	30 単位 以上
	16 単位以上							
計	—							62 単位 以上

*1 選択必修Ⅰ：「カラーコーディネート」及び「生活経済論」及び「健康と栄養」及び
「インテリアコーディネート」及び「育児と看護」及び「食育と調理」の
いずれか2単位以上を含む

*2 選択必修Ⅱ：「英語応用」及び「TOEIC I」のいずれか2単位以上を含む

(3) 幼児保育学科

区 分	授業科目及び単位数					
	基盤分野	教養分野	保育基礎分野	保育応用・実践分野	実習分野	計
必修科目	8単位	0単位	13単位	0単位	0単位	21単位
選択科目	—	6単位以上 ※「英語コミュニケーションB」又は「英会話」のいずれか1単位以上を含む	—	—	—	41単位以上
	35単位以上					
計	—					62単位以上

別表第4（第43条関係）

授業料その他の納付金

納付金費目	金額	備考
入学金	240,000円	入学時
授業料		年額
（食物栄養学科）	720,000円	
（キャリア開発学科）	720,000円	
（幼児保育学科）	720,000円	
維持・充実費		年額
（食物栄養学科）	340,000円	
（キャリア開発学科）	290,000円	
（幼児保育学科）	290,000円	
実験実習費	別に定める金額	年額

別表第5（第29条関係）

各種検定料

費目	金額
入学検定料	32,000円
再入学検定料	32,000円
転入学検定料	32,000円